

名称	緊急連絡要領書	管理番号	BOU-Y02-00
		作成	2019年1月1日
		改定	

＜緊急連絡網 縦ライン＞ 発信は区長とする(不在時は総務担当区長とする) 作成日____年__月__日

地域区長不在時は区長とするが両者不在時は前任の地域区長(防災委員)とする	1,2 不在時は前任自治会長とする	隣保班長不在時は二次者とする	住民不在時は隣家に伝達依頼
--------------------------------------	-------------------	----------------	---------------

かっこの数字は伝達所要分数。1伝達3分で計算。登録項目は緊急連絡網登録・改訂手順書に定める。

一次	二次 (2は1不在時)	三次	四次	五次
南区長(3)	1 三ツ屋自治会長(6)	1 隣保班長(9)	住民 (3xn 戸+9)	家族
	2 副分隊長	2 (12)	(3xn 戸+12)	予め避難場所を決めておく
		3 (15)	(3xn 戸+15)	
		4 (18)	(3xn 戸+18)	
		5 (21)	(3xn 戸+21)	
		6 (24)	(3xn 戸+24)	
		7 (27)	(3xn 戸+27)	
	1 懐自治会長(9)	1 隣保班長(12)	住民(3xn 戸+12)	家族
	2 副分隊長	2 (15)	(3xn 戸+15)	
		3(18)	(3xn 戸+18)	
	1 構自治会長(12)	1 隣保班長(15)	住民(3xn 戸+15)	家族
	2 副分隊長	2 (18)	(3xn 戸+18)	
		3 (21)	(3xn 戸+21)	
		4 (24)	(3xn 戸+24)	
		5 (27)	(3xn 戸+27)	
		6 (30)	(3xn 戸+30)	
	1 構北自治会長(15)	1 隣保班長(18)	住民(3xn 戸+18)	家族
	2 副分隊長	2 (21)	(3xn 戸+21)	
		3 (24)	(3xn 戸+24)	
	1 構東自治会長(18)	1 隣保班長(21)	住民(3xn 戸+21)	家族
	2 副分隊長	2 (24)	(3xn 戸+24)	
		3 (27)	(3xn 戸+27)	
中区長(6)	1 西江下自治会長(9)	西 隣保班長(12)	住民(3xn 戸+12)	家族
	2 副分隊長	中 (15)	(3xn 戸+15)	
		東 (18)	(3xn 戸+18)	
	1 東江下自治会長(12)	東 隣保班長(15)	住民(3xn 戸+15)	家族
	2 副分隊長	西(18)	(3xn 戸+18)	

		南 (21)	(3xn 戸+21)	
		北 (24)	(3xn 戸+24)	
	1 東江下南自治会長 (15)	1 隣保班長(18)	住民(3xn 戸+18)	家族
	2 副分隊長	2 (21)	(3xn 戸+21)	
		3 (24)	(3xn 戸+24)	
		4 (27)	(3xn 戸+27)	
	1 東江下北自治会長 (18) 2 副分隊長	なし	住民(3xn 戸+18)	家族
中区長	1 中村自治会長(21)	旧 隣保班長(24)	住民(3xn 戸+24)	家族
	2 副分隊長	団地 (27)	(3xn 戸+27)	
北区長(9)	1 中島自治会長(12)	1 隣保班長(15)	住民(3xn 戸+15)	家族
	2 副分隊長	2 (18)	(3xn 戸+18)	
		3 (21)	(3xn 戸+21)	
		5(24)	(3xn 戸+24)	
	1 中島南自治会長(15)	なし	住民(3xn 戸+15)	家族
	2 副分隊長			
	1 和田自治会長(18)	1 隣保班長(21)	住民(3xn 戸+21)	家族
	2 副分隊長	2 (24)	(3xn 戸+24)	
		3 (27)	(3xn 戸+27)	
		4 (30)	(3xn 戸+30)	
	1 野崎自治会長(21)	1 隣保班長(24)	住民(3xn 戸+21)	家族
	2 副分隊長	2 (27)	(3xn 戸+27)	
		3 (30)	(3xn 戸+30)	
	1 野崎南自治会長 (24)	東隣保班長(27)	住民(3xn 戸+27)	家族
	2 副分隊長	西 (30)	(3xn 戸+30)	

・伝達の方法や文章については、**緊急連絡手順書**に定める。

・上記の表からわかること

(1) この順序で伝達を行うと、区長に受信後住民代表に伝達されるまで最大60分程度かかる。避難開始までには120分程度必要となり、水害では被災の可能性はある。

対策として、

- ①自治会長と副分隊長との分担、地域区長から自治会班長へ直接伝達の取り決めが必要。
- ②要援護者、子供等災害弱者がいる世帯には、優先的に伝達する。
- ③自治会の防災隊員への伝達タイミングを取り決める。

(2)住民の自助努力活動として、インターネットを利用した<**緊急防災情報入手 横ライン**>啓蒙活動を実施することにより、伝達効率を上げる。詳細は**緊急防災情報入手手順書**による。